

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 募金箱設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金・企業協賛推進要項（以下「要項」という。）第4条第1項第4号に基づき設置する募金箱に関し、要項第15条第3項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ募金（以下「青のきらめき募金」という。）の趣旨に賛同し、設置に協力する公共機関等（以下「設置協力者」という。）に設置する。

(設置期間)

第3条 募金箱の設置期間は、募金箱を設置した日から令和8年10月31日までとする。

(募金箱の管理)

- 第4条 実行委員会は、募金箱設置管理簿（様式第1号）を備え、募金箱の数量、設置場所等について適正な管理を行わなければならない。
- 2 設置協力者は、募金箱を設置したときは、募金箱設置報告書（様式第2号）により、募金箱設置場所及び募金箱管理者を実行委員会に報告するものとする。
 - 3 設置協力者は、募金箱の設置場所及び募金箱管理者を変更したときは、募金箱設置変更報告書（様式第3号）により、実行委員会に報告するものとする。
 - 4 募金箱管理者は、募金箱を安全な方法で管理するものとし、募金箱の破損、紛失等があった場合には、募金箱破損・紛失等報告書（様式第4号）により、速やかに実行委員会に報告するものとする。

(募金の払込み)

- 第5条 募金箱管理者は、少なくとも年1回、原則として毎年12月末までに、募金額を募金額報告書（様式第5号）により実行委員会に報告するものとする。
- 2 募金の納付は、実行委員会が指示する方法により行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和5年8月31日から施行する。

様式第2号（第4条第2項関係）

募 金 箱 設 置 報 告 書

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

所 在 地：
機 関 ・ 団 体 名：
代 表 者 氏 名：

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金の募金箱を、下記のとおり設置しましたので報告します。

記

募金箱 番 号	設 置 場 所 (郵便番号 所在地)	募 金 箱 管 理 者			備 考
		職 名	氏 名	電 話 番 号	

【連絡先】

役 職 名：
氏 名：
電 話 番 号：
F A X 番 号：

様式第3号（第4条第3項関係）

募 金 箱 設 置 変 更 報 告 書

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

所 在 地：
機 関 ・ 団 体 名：
代 表 者 氏 名：

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金の募金箱の設置に関して、下記のとおり変更しましたので報告します。

記

		変 更 前	変 更 後	備 考
募金箱番号				
設 置 場 所				
募 金 箱 管 理 者	職 名			
	氏 名			
	電 話 番 号			

【連絡先】

役 職 名：
氏 名：
電 話 番 号：
F A X 番 号：

様式第4号（第4条第5項関係）

募 金 箱 破 損 ・ 紛 失 等 報 告 書

青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

所 在 地：
機 関 ・ 団 体 名：
募金箱管理者氏名：

募 金 箱 番 号	
設 置 場 所	
設 置 年 月 日	
破 損 ・ 紛 失 年 月 日	
破 損 ・ 紛 失 状 況	

【連絡先】

役 職 名：
氏 名：
電 話 番 号：
F A X 番 号：

様式第5号（第5条第1項関係）

募 金 額 報 告 書

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
会 長 様

所 在 地：
機 関 ・ 団 体 名：
代 表 者 氏 名：

令和 年 月 日現在、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ募金の募金箱に募金された金額について、下記のとおり報告します。

記

募金箱 番 号	設 置 場 所 (郵便番号 所在地)	募金額

【連絡先】

役 職 名：
氏 名：
電 話 番 号：
F A X 番 号：